

(扶養義務等に係る定期金債権等)

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用
記

執行文付与申請手数料 金 円

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 平成 年 月から平成 年 月（債権者、債務者間の
が 歳に達する日の属する月）まで、 限り金
円ずつの養育費
- (2) 平成 年 月から平成 年 月（債権者、債務者間の
が 歳に達する日の属する月）まで、 限り金
円ずつの養育費
- (3) 平成 年 月から平成 年 月（債権者、債務者間の
が 歳に達する日の属する月）まで、 限り金
円ずつの養育費

(一般債権)

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

(注) 該当する事項の□にレを付する。

【記載例】 請 求 債 権 目 録 (1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

東京 { ☒ 法 務 局
所属公証人 山田一郎 作成平成 2 2 年第 1 2 3 号
☐ 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 190,448円

(1)イ 金 60,000 円

ただし、債権者、債務者間の長女 ×× についての平成22年11月から平成23年1月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

口 金 60, 000 円

ただし、債権者、債務者間の長男 ×× についての平成22年11月から平成23年1月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

ハ 金 60,000 円

ただし、債権者、債務者間の二女 ×× についての平成22年11月から平成23年1月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

(2) 金 10,448 円 ただし、執行費用

(内訳)	本申立手数料	金 4, 0 0 0 円
	本申立書作成及び提出費用	金 1, 0 0 0 円
	差押命令正本送達費用	金 2, 8 9 8 円
	資格証明書交付手数料	金 6 0 0 円
	送達証明書申請手数料	金 2 5 0 円
	執行文付与申請手数料	金 1, 7 0 0 円

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 平成23年2月から平成33年10月（債権者、債務者間の長女 ×× が20歳に達する日の属する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 平成23年2月から平成35年3月（債権者、債務者間の長男 ×× が20歳に達する日の属する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 平成23年2月から平成38年11月（債権者、債務者間の二女 ×× が20歳に達する日の属する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費

【記載例】 請 求 債 権 目 録 (2)

(一般債権)

東京 { ☒ 法 務 局
所属公証人 山田一郎 作成平成 2 2 年第 1 2 3 号
☒ 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 元金 金 1, 000, 000 円

ただし、平成22年3月4日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権

2 損害金 金37,808円

☑ 上記1に対する、平成22年5月1日から平成23年1月31日まで年5パーセントの割合による金員

☐ 上記 1 の内金 円に対する、平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで の割合による金員

合計 金 1, 0 3 7, 8 0 8 円

☒ 弁済期平成22年4月30日 ☐ 最終弁済期平成 年 月 日

☐ なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したの
で、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

☐ なお、債務者は、

に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

7

(注) 該当する事項の□にレを付する。